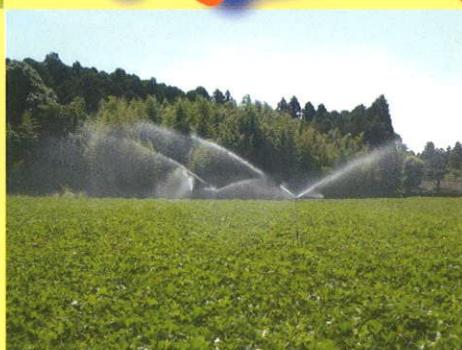


# 創ります。新しい農業・農村



茨城県農林水産部農地局

## 畠地帯総合整備事業とは…

区画整理、農道、用排水施設などの基盤整備事業を効率的に組み合わせて行い、農作物の品質や収量を高めたり、生産コストを低減することで、農業経営の向上と安定を図る事業です。さらに、集落環境整備も行うことで快適な生活環境を実現させることもできます。

## 事業の主な実施要件

### 【担い手育成型】

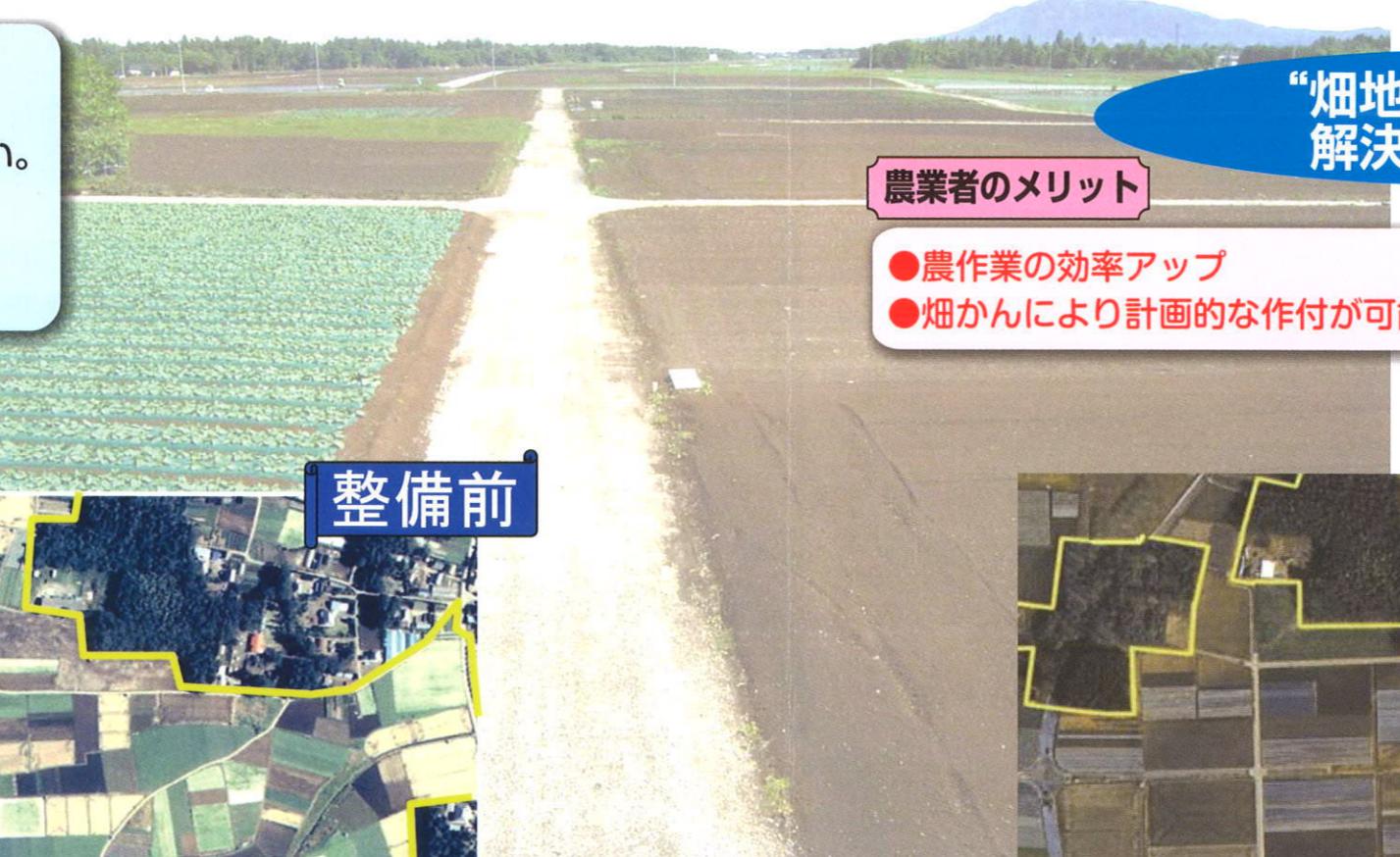
- 受益面積 20ha 以上
- 担い手に一定要件以上の利用集積
- 負担区分：国 50%，県 25%，地元 25%

### 【担い手支援型】

- 受益面積 30ha 以上
- 担い手戸数又は経営面積が現況より 10% 以上増加
- 現況で担い手が 3 戸以上
- 負担区分：国 50%，県 25%，地元 25%

## 畠作農業の問題

- 区画が小さく分散している。
- 水はけが悪い。
- 天候に左右され、計画的な作付けが難しい。
- 道路が狭くて不便。
- 後継者が減少している。
- 耕作放棄地が増えている。



“畠地整備”で問題を  
解決しましょう !!

### 農業者のメリット

- 農作業の効率アップ
- 畠かんにより計画的な作付が可能

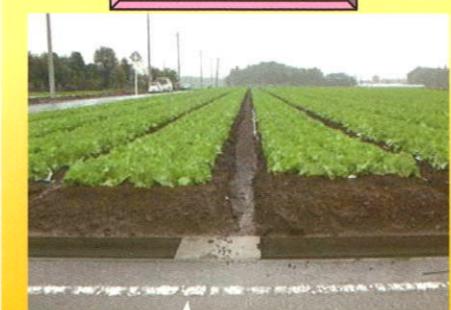
### 農地貸し手のメリット

- 借りてもらいやすい農地になる
- 農地財産管理の簡素化・明確化

農地がまとまり作業効率アップ !

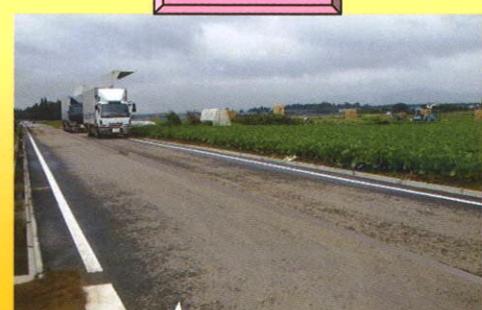


### 排水施設整備



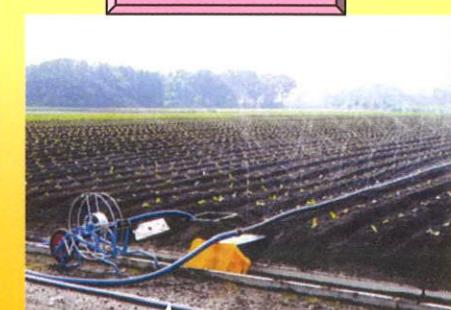
大雨が降っても冠水する  
ことがなく、湿害解消！

### 農道整備



大型車両による出荷・輸送  
がラクラク可能！

### 畠地かんがい

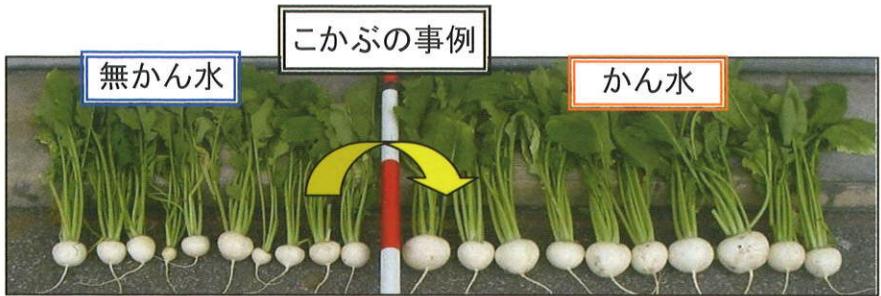


蛇口をひねるだけで簡単に  
かん水ができる、計画生産・  
出荷が可能！

# 畠地整備の効果

## 作物品質・収量の向上

畠地かんがいを行うことで、作物の品質・収量が向上しています。



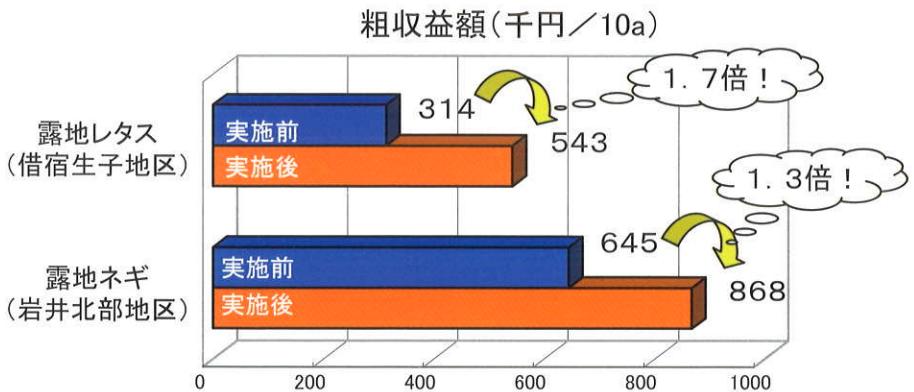
優良規格の発生率 2L率:6%  
収量 3,692kg/10a  
平均単価 110円/kg

優良規格の発生率 2L率:63%  
収量 8,045kg/10a(2.5倍)  
平均単価 120円/kg(1.1倍)

※安静地区(八千代町)畠地かんがい効果実証ほ場調査結果より算出しています。

## 粗収益の向上

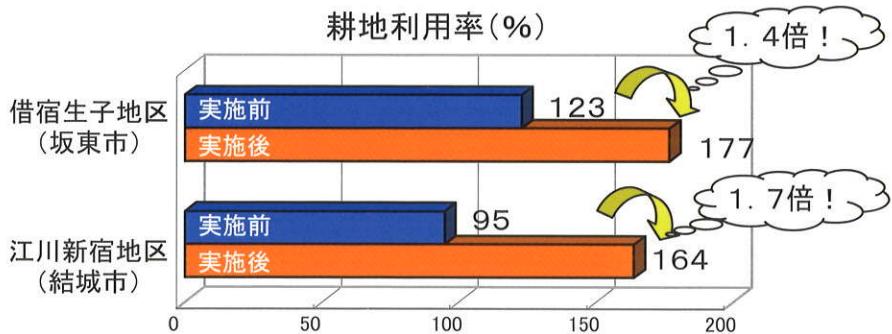
畠地かんがいにより作物品質・収量が向上し、粗収益が向上しています。



※畠地かんがい効果実証ほ場調査結果より算出しています。

## 耕地利用率の向上

作業効率の向上や、畠地かんがいによる計画的な作付けが可能になったことにより、経営規模を拡大する農家が増えたり、裏作面積が増加するなどして、耕地利用率が向上しています。



## 非農用地の創設

幹線道路用地、河川用地、集出荷施設用地、二・三男住宅用地など将来必要となる用地を本事業で生み出す(創設する)ことが可能です。



## 生活環境の整備

本事業では、畠地の整備だけではなく、狭い集落道路の改修や安全施設など集落環境を整備し、快適な生活環境を実現できます。



# よくある質問・疑問

Q 事業の流れは？

A

県・市町村への相談→県・市町村からの事業内容説明→地元合意形成→計画書作成→事業申請→事業認可の順にて事業化に向けて作業していきます。事業が認可された後には、換地→工事の順に事業を進めます。

また、各段階において意向確認を行い、一定割合以上の同意を得る必要があります。

なお、地元合意形成から事業認可までには、おおむね3～4年程度かかることが一般的です。

Q 減歩率はどのくらい？

A

地形勾配や現況の整備状況等により異なりますが、おおむね1割前後が目安になります。

Q 工事期間はどのくらい？期間中に耕作は可能か？

A

工事期間は、地区整備面積や整備水準等により異なりますが、工事着工から6～8年程度となっています。

年度ごとに数ブロックに分けて工事を進めるため、工事実施ブロック以外の耕作は可能です。

Q 後継者がいないのに、誰に託せばいいの？

A

整備後は、用排水施設などが整備されることで、作業効率が向上するため、認定農業者等の担い手に借りてもらいやすい農地となります。

Q 地域内に住宅用地を取得する場合の基準は？

A

事業の中で農家の自己用住宅の取得可能面積は1,000m<sup>2</sup>以下です。二、三男用個人住宅の場合は、一人当たり500m<sup>2</sup>以下で取得できます。ただし、基本的には、おおむね50戸以上住宅が連たんしている集落に70m未満の距離内に限定されます。なお、農地転用や建築許可が別途必要です。

Q 地元負担金はどのくらい？

A

整備の内容や負担割合により異なります。

国の補助事業で実施すると、国50%，県25%となり、残りの25%を市町村と皆様とで負担することになります。なお、負担金は、日本政策金融公庫等より借り入れが可能です。

また、道路や河川用地等の公共用地を生み出すことによって負担金の軽減を図ることができます。

Q 換地の方法は？

A

工事後のトラブルを回避するため、事前換地で行われます。換地原案作成に当たっては、受益者の皆様方から換地委員を選任いただき、その方々を中心に行います。また、あらかじめ受益者全員の了解を得てから工事を行っています。

Q 整備後何を作付けしたらいいの？

A

事業を立ち上げる際には、将来の営農について協議する場として、地元の皆様と、県、市町村、JA、農業委員会、土地改良区等で構成する「営農検討委員会」を設置し、営農計画を作成します。

事業採択後には、営農計画の実現に向けて、関係機関においてバックアップしていきます。

Q 農地を売りたいときや貸したいときは？

A

茨城県農林振興公社や市町村農業委員会のあっせんを通して農地売買や賃借契約を行っており、様々な利点があります。詳しくは、農林振興公社又は市町村農業委員会へお問い合わせください。

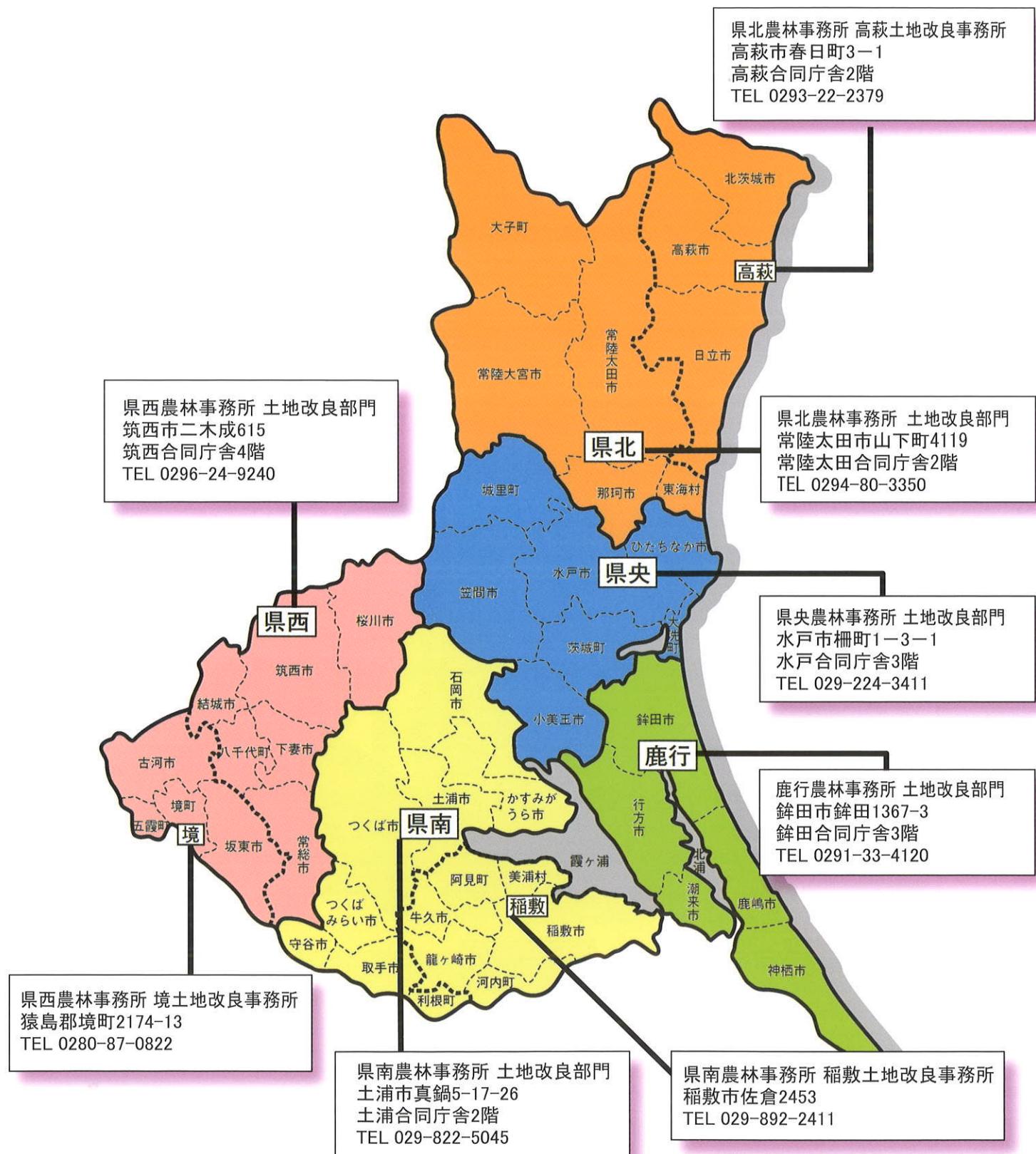
Q 畑地かんがい施設の管理費は？

A

管理費は、機場の電気代（基本料金+使用電力）、修繕・補修費等で構成されます。

なお、県内の実例では、施設規模や地区事情により異なりますが、10aあたり年間、おおむね3～5千円となっています。

# お問い合わせ先



〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県庁舎18階南側  
茨城県農林水産部農地局

農村計画課農村総合計画グループ 029-301-4155  
農地整備課水利グループ 029-301-4224  
農地整備課国営事業推進室 029-301-4121